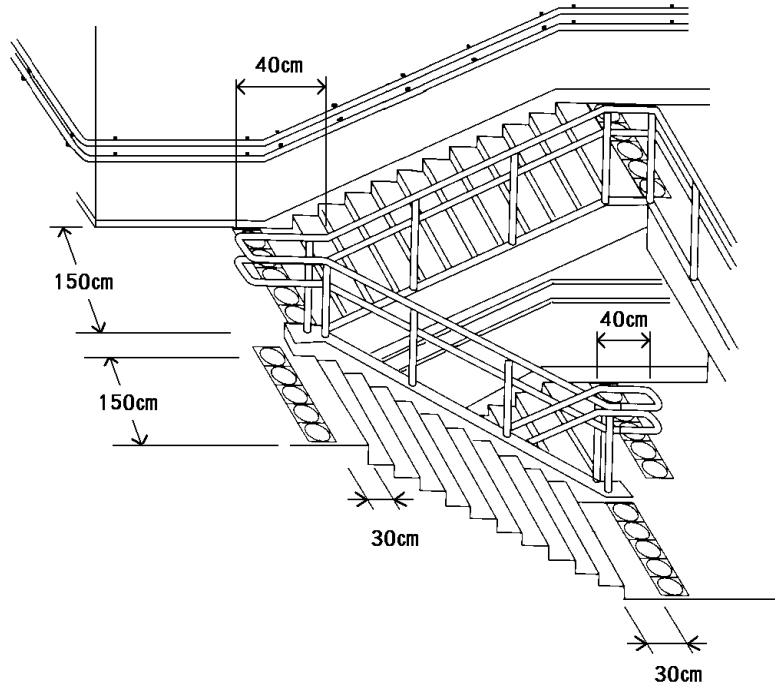


4 階 段

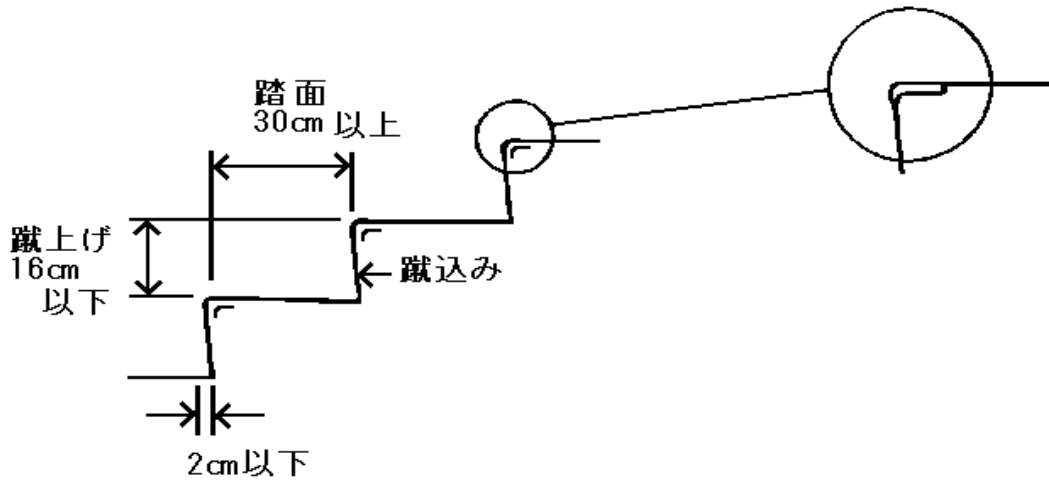
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
幅員 手すり 回り段の禁止 表面の仕上 踏面の識別 段の構造 注意喚起用 床材	<p>利用者の用に供する階段であって直接地上に通じる出入口がない階に通じるもの（共同住宅等にあつては、共用の階段に限る。以下同じ。）は、次に定める構造であること。</p> <p>● 幅員は、140cm以上とすること。（手すりは10cmを限度としてないものと見なすことができる。）</p> <p>(一) 手すりが設けられていること。</p> <p>● 踊場を除き両側に手すりを設けること。</p> <p>● 敷地内通路の段には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(二) 回り段が設けられていないこと。</p> <p>(三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(四) 段の踏面は、色等により段であることが識別しやすいものであること。</p> <p>(五) つまづきにくい構造であること。</p> <p>● けあげの寸法は、16cm以下、踏面の寸法は、30cm以上とすること。</p> <p>(六) 段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。（駐車施設、教育施設および共同住宅等に設けられる階段に係るものを除く。）</p>	
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の始点、終点および垂直距離180cm程度ごとに幅員と同じ奥行き の踊り場を設ける。 ・ 蹴込み板を設け、蹴込みは2cm以下とする。 ・ 段鼻は、著しく突出させず、丸みをつける。また、滑り止めを設ける。 ・ 階段が壁に接していない場合は、端部に2cm以上の立ち上がりを設ける。 ・ 階段の始、終点に、幅員に応じた注意喚起用床材を敷設する。 		

階段の例



階段の形状の例

すべり止め・・・ノンスリップの例



立ち上がりの例

